

上峰町
「部活動の在り方に関する方針」

令和2年6月

上峰町

○ はじめに

学習指導要領に示されているように、学校教育の一環として行われる部活動は、体力の向上や健康の保持増進だけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や教職員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は高いものがある。

本町においても、部活動に取り組む生徒は多く、部活動が生徒の健全育成を支えている側面もある。特に、中学生が各種大会やコンクール等での活躍を目標とし、仲間と協力したり、努力を重ねたり、勝つ喜びや負ける悔しさなどを経験したりすることは、中学生の心身の発育・発達に大きな役割を果たしている。

このことは顧問として献身的に指導に当たってきた現場の教職員、学校や保護者、地域の方々の協力なしには成しえなかったことである。

しかしながら、今日社会情勢の変化は早く、部活動を取り巻く環境も変わってきているため、従前の運営体制では維持が難しくなり、学校や地域ではその存続が危ぶまれる例も見られる。活動についても時間をかければよいという量から、短時間で効率的・効果的な質への転換が求められている。

これらのことから、生徒の生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しむ素地となる部活動が継続可能なものとなるよう、部活動の在り方について検討する必要がある。

今回、平成30年10月に策定した上峰町『運動部活動の在り方に関する方針』を基に、運動部活動と文化部活動を含むすべての部活動の在り方について整理し、上峰町の部活動の在り方に関する方針として策定する。

○ 上峰町の部活動の在り方に関する方針策定の趣旨等

上峰町の部活動の在り方に関する方針（以下、「本方針」という。）は、国の「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）をもとに、部活動の活動時間及び休養日の設定、その他適切な部活動の取組に関する事柄を示すことで、生徒にとって望ましい活動環境を構築し、部活動が地域、学校、競技種目や分野等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指すものである。

1 部活動の学校教育における位置づけ

（1） 学校教育の一環としての部活動

学習指導要領においても部活動とは、「学校教育の一環として」行われるものであり、「生徒の自主的、自発的な参加によりおこなわれる部

活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」と明記されており、その教育効果が発揮されることが重要である。

(2) 部活動の意義と効果

ア 学校教育活動の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教職員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義が高い。

イ 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資することから、中学生の「生きる力」を育む大きな原動力になっている。

ウ 体力の向上や健康の保持増進はもとより、競技種目や分野等に興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や表現等に挑戦する中で、楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな生活を継続する資質や能力を育てることができる。

部活動にはこのように大きな教育的な意義と効果があり、生徒の実態や指導に当たる部活動顧問の負担、学校の状況等をよく踏まえ、バランスが取れた適切な運営体制を構築することが必要となる。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び各部活動の「年間の活動計画」を公表する。

ウ 顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。

エ 顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は部活動数について、生徒及び教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部を設置する。

イ 校長は顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、顧問の校務分掌等を考慮し、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。

ウ 校長は設置する部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、部活動指導員を活用するなど、複数の顧問を配置するよう努める。

エ 校長は、部活動指導員等の協力を得る場合には、学校全体及び各部活動の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問及び部活動指導員等との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。

オ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的で効果的な活動の推進

(1) 顧問及び部活動指導員は、生徒の部活動に主体的に取り組む力を育成するために、教育課程との関連を図る上において、生徒が自ら考え、計画していく(ボトムアップ理論に基づく)指導方法等を実践し、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげられるように指導等を工夫する。

(2) 校長及び顧問、部活動指導員は、部活動の実施に当たっては、国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

なお、夏季の高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対応を徹底するとともに、気象庁の高温注意情報が発せられた場合には屋外の活動を原則として行わない等の対策を講じること。

教育委員会は、学校の取組が徹底されるよう、必要な支援・指導及び是正を行う。

- (3) 顧問及び部活動指導員は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技種目、分野の特性等を踏まえたトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。その際、各種団体等が示す指導手引き等を活用し、合理的で効果的な活動を行う。
- (4) 校長は、部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものとならないよう配慮する。その際、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、スポーツ障害やバーンアウト等を防ぐことなどについて保護者にも理解と協力を得るよう努める。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 部活動における休養日及び活動については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準とする。

ア 学期中の休養日（週当たり2日以上）

- ・ 統一 毎月第3日曜日を「一斉部活動休養日」とする。
- ・ 平日 少なくとも1日を休養日とする。
- ・ 週休日 土曜日、日曜日の少なくとも1日を休養日とする。
- ・ その他 大会等により週休日に活動する必要がある場合は、休養日を平日に振替える。

イ 長期休業等の休養日

- ・ 学期中に準じた扱いを行う。
ただし、長期休業の趣旨に鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、生徒にとって無理のない適切な計画を立て、ある程度の長期休養期間を設ける。なお、学校閉庁日は休養日とする。

ウ 活動時間

- ・ 平日 長くとも2時間程度
- ・ 休業日 長くとも3時間程度（学期中の週末を含む）

エ 下校時刻

- ・ 活動時間に合わせ下校時刻を設定する。
下校時刻の設定に当たっては、日没見込みから逆算し、生徒が安全に帰宅できる時間となるよう考慮する。その際、女子の下校時刻の設定には特に配慮する。

オ その他

- ・ 前記休養日等の設定について、校長による判断が困難な場合は上峰町教育委員会が適切な助言を行うこと。

- (2) 校長は、休養日及び活動時間の設定について、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間、学校全体の部活動休養日を設けたり、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めたりするなどを検討する。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- (1) 学校は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の部活動についても、技能の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様な長所があることを踏まえ、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーションとして行う活動等、生徒のニーズを踏まえた部活動の設置を検討するなど、生徒がより多様な競技、文化に触れる機会の創出を図る。
- (2) 校長は、学校や地域、保護者は生徒の部活動を支援するパートナーであるという考えのもと、部活動に対する地域や保護者の理解と協力を促す。

6 大会参加の見直し

校長は、生徒に与える教育的意義、生徒及び顧問の負担等を考慮し、参加する大会及びコンクール等を精査する。

また、週休日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会等への参加が連続週にわたることがないように考慮する。

【参考・引用】

- | | | |
|---------------------------|--------------|-------|
| 『中学校学習指導要領解説－総則編－』 | 平成 29 年 7 月 | 文部科学省 |
| 『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』 | 平成 30 年 3 月 | スポーツ庁 |
| 『文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』 | 平成 30 年 12 月 | 文化庁 |
| 『運動部活動の在り方に関する方針』 | 平成 30 年 8 月 | 佐賀県 |
| 『文化部活動の在り方に関する方針』 | 令和 元年 10 月 | 佐賀県 |
| 『運動部活動の在り方に関する方針』 | 平成 30 年 10 月 | 上峰町 |